

令和5年度第2回久留米市成年後見推進協議会要旨（公開用）

令和5年12月26日（金）

18:00～

参加者：上原会長、宮原副会長、岡田委員、山下委員、石橋委員、川崎委員

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名（江崎主任書記官）

事務局：長寿支援課：古賀課長・野口補佐・栗木・中村

障害者福祉課：三角主査・重永

久留米市社協：大内田課長・古谷主査・鎌田

次第Ⅰ 令和4年度成年後見推進事業の実施状況について

事務局（資料に沿って順に説明）

委員3ページ（2）に「久留米市成年後見制度利用事業実績」とあるが1ページ1の「成年後見推進事業」の体系の中にあると理解してよいか。あるのであれば1ページに概要を入れた方がよい。

事務局「成年後見推進事業」と「成年後見利用支援事業」は別の事業。グラフの実績について混同しているところがあったため今後は改める。

委員5ページ（4）市民後見人候補者活動支援事業は1ページの市民後見人支援活動事業のことか。文言を合わせた方がよいのではないか。

事務局同一のものであり、5ページを「市民後見人活動支援事業」と修正させていただく。

委員5ページの市民後見人養成講座修了生名簿登録者状況について。名簿登録者と名簿登録解除者との関係、「研修を受けたらどうなる」というところが頭に入っていないと分からないと思うので何か工夫をされた方がよい。

事務局説明が不足していたので次回以降はフロー図と説明を付け加えさせていただく。

委員2ページ（1）①の年度別延件数推移を見ると新規ケースと同じ程度の継続ケースがあるように見受けられる。終結までの相談回数及び終結までの期間について教えて欲しい。

社協新規相談のうち申立てに至らないケースは1回・2回の相談で終わる。申立てに至るケースの場合は4回～10回手続きの支援に伺うため継続ケースとしてカウントされている。実際に申立てまで行ったケースは昨年度は70件程度。

委員6ページ（6）の成年後見制度受任調整会議開催実績について。法人後見3件全ての候補として一般社団法人いけだ社会福祉士事務所があげられている。もう1つの候補である久留米市社会福祉協議会が受けることが無かった理由は何か。

事務局受任調整会議の中で法人後見に依頼することになった場合、事務局の方でいけだ社会福祉士事務所に依頼するか社協に依頼するかを検討している。社協の法人後見は資産の上限や、紛争性の無いこと等の条件を満たすことが必要となるので、それを加味する。その結果、当該3ケースについてはいけだ社会福祉士事務所が良いと事務局が判断した。

委員法人後見については、いけだ社会福祉士事務所か社協のどちらかだけで、他には適当な依頼先はないということか。

事務局 現在のところ確認できているのが当該2法人である。

委員 市がいけだ社会福祉士事務所に候補者として依頼をするにあたって注意・監督をしていることはあるか。

事務局 家庭裁判所からの推薦の実績があることをもって、一定の信頼を置ける法人と判断して依頼している。就任後の後見事務の監督については家庭裁判所の監督をお願いしているのが現状である。しかし、市長申立てのケースであるため、市としても従来かかわってきたケースであることから、受任後の関係性や連携体制は構築できている。

委員 いけだ社会福祉士事務所はすでにかかなりのケースを持っているのではないかと思うが、多くの件数を依頼して大丈夫か。他に適当な法人があればよいが、社協といけだ社会福祉士事務所のみで、社協が受けないからいけだ社会福祉士事務所というのは心配に思った。

事務局 了承。

委員 「第一候補で挙げた候補者が受任できている」とのことだが、依頼しても受任できずに返ってきたケースはないということか。

事務局 そのとおりである。

委員 社会福祉士会の状況としてはかなりのケースが回ってきている。1つの法人や特定の人にケースが流れる可能性が無いとは言えないが、だからこそ市民後見に繋がってきていくのだと思う。後見の活動を受けた方が「受けて良かった」と思えるようになって欲しい。

委員 弁護士会2件、社会福祉士会7件と受任したケース数に開きがあると思うが、社会福祉士会は候補者を見つけるのは難しい状況なのか。

委員 社会福祉士会には今、約300人の名簿登録者がいるが、他の仕事をしながら受任される方がほとんどであり、後見のみを専門で受任している方は少ない状況。回ってきても受任調整ができず家裁に返すケースがあるとは聞いている。

委員 社協では被後見人の所得を見ながら受任する・しないを決めているところがある。あまり所得が多い人は受けていないのが実態。それは社協の公共性という部分で運用しているため。他に法人後見の受け皿があればよいが、現状は仕方がないと思う。

次第Ⅱ 市民後見人の選任にかかる面接審査基準について

久留米市情報公開条例第7条第6号の不開示情報に該当するため非公開。

その他

会長 その他事務局から何かあるか。

事務局 特にない。

会長 全体を通してご意見があればお願いしたい。

委員 特にない。

会長 他になければこれにて令和5年度第2回久留米市成年後見推進協議会第は終了とさせていただきます。